

# 志摩市財政健全化 アクションプログラム

平成21年11月  
志摩市

## 《目 次》

1 . はじめに . . . . .	P 2
( 1 ) 社会経済情勢の変化 . . . . .	P 2
( 2 ) 国と地方の役割の変化 . . . . .	P 2
( 3 ) 地方分権と地方財政 . . . . .	P 3
( 4 ) 市町村合併と市財政 . . . . .	P 3
2 . 財政健全化アクションプログラムの策定 . . . . .	P 4
( 1 ) 施設の統廃合等 . . . . .	P 4
( 2 ) 事務事業の見直し . . . . .	P 4
( 3 ) 補助金の見直し . . . . .	P 4
( 4 ) 歳入の見直し . . . . .	P 5
3 . 財政健全化アクションプログラムの具体的内容 . . . . .	P 5
( 1 ) 施設の統廃合等 . . . . .	P 5
( 2 ) 事務事業の見直し . . . . .	P 7
( 3 ) 補助金の見直し . . . . .	P 10
( 4 ) 歳入の見直し . . . . .	P 10
( 5 ) 財政健全化アクションプログラムにおける効果額 . . . . .	P 12
4 . 総合計画実施計画の見直し . . . . .	P 12
5 . 財政計画の策定 . . . . .	P 14
6 . 財政収支見通しと財政計画の比較 . . . . .	P 15
( 1 ) 歳入の状況 . . . . .	P 15
( 2 ) 歳出の状況 . . . . .	P 17
( 3 ) 基金の状況 . . . . .	P 19
( 4 ) 地方債残高の状況 . . . . .	P 21
( 5 ) 経常収支比率の状況 . . . . .	P 22
( 6 ) 実質公債費比率の状況 . . . . .	P 23
7 . おわりに . . . . .	P 23
資料 1 統廃合等検討対象施設一覧表 . . . . .	P 24
資料 2 補助金一覧表 . . . . .	P 27
資料 3 財政用語 . . . . .	P 30
別紙 1 総合計画実施計画一覧表 (ハード事業)	
別紙 2 志摩市財政収支見通し(財政健全化アクションプログラム反映前)	
別紙 3 志摩市財政計画(財政健全化アクションプログラム反映後)	

## 1. はじめに

### (1) 社会経済情勢の変化

平成 17 年 12 月、厚生労働省から人口動態統計・年間推計において、また、総務省からは国勢調査の結果において、我が国は、本格的に「人口減少社会」に突入したことが公表されました。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）においても、人口推計の出発点である平成 17 年の国勢調査（総人口：1 億 2,777 万人）以降人口減少過程に入り、平成 58 年（2046 年）には 1 億人を割り、平成 67 年（2055 年）には約 9,000 万人、平成 92 年（2080 年）には約 6,300 万人程度と、現在よりも半減すると見込まれています。

また、一方では、超高齢化が進み、全人口に占める 65 歳以上の老年人口の比率は平成 17 年の国勢調査では 20.1%、更には平成 37 年（2025 年）には 30.5%、平成 67 年（2055 年）には 40.5%と予測されています。

反面、戦後一貫して増加を続けてきた一般に我が国の主たる「働き手」とされる生産年齢（15～64 歳）人口は、平成 7 年をピークに減少に転じ、今後、更に縮小していくことが見込まれています。

このように社会の基本的な構成要因である人口規模の縮小やその構成比率に大きなひずみが生じてきている現象は、社会・経済のさまざまな分野に影響を及ぼすと懸念されています。

労働人口の減少は、1 人当たりの労働生産性が現状のまま推移するとすれば、確実に経済成長に影響を及ぼし、年金・医療・介護等社会保障のコストの増大は、その負担をめぐって多くの議論を呼んでいます。

また、地域社会においては、都市部への人口集中と農山村部の過疎化がさらに加速し、「限界集落」という言葉に象徴されるように一部の地域では、コミュニティ崩壊の危機も指摘されております。

明治以降、概ね右肩上がり成長を続けてきた我が国は、人口をはじめとする多くの予測指標等が右肩下がり示す変化の中にあり、既存の社会・経済諸制度の見直しを行い、新たな仕組みを創造していかなければならない歴史的な転換期にさしかかっています。

志摩市においても平成 17 年（2005 年）の人口は、58,225 人で 10 年後の平成 27 年（2015 年）には 50,880 人、20 年後の平成 37 年（2025 年）には 42,829 人、30 年後の平成 47 年（2035 年）には 35,204 人との推計がなされており、10 年後には 12.6%の減、20 年後には 26.4%の減、30 年後には 39.5%の減となる見込みです。

このため、人口減少と同じような比率で生産人口は減少し、逆に老年人口の増加が予測される中で市の財政収入は、今後、かなり厳しい歳入不足が生じることが懸念されます。

### (2) 国と地方の役割の変化

このような社会経済情勢の変化は、経済成長の終焉とともに国・地方とも税収難に陥り、財政危機を招いています。

1990 年代初頭のバブル経済崩壊、その後の経済のデフレ危機からの脱出のための財政・金融の諸政策の実施は、その結果として多大の借入金を次の世代に残し、その借入金の返済やまた少子化・超高齢社会の到来による社会保障の増加は、財政の弾力性を急激に失わせることとなりました。

この財政危機は、国と地方の関係を見直す大きな要因の一つとなり中央集権から地方分権へと国の基本政策は大きく変化し、国の地方への関与・支援策の縮小と地方の自立を促す大きな岐路となりました。

そして、平成 12 年 4 月 1 日「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務制度の廃止をはじめとする国と地方公共団体の新しい関係が始まりました。

その基本理念は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め個性的で活力のある地域社会の実現を図ることを目指したものでありましたが、その財政基盤をめぐる議論は課題として残っており、今後の取り組みとなります。

### ( 3 ) 地方分権と地方財政

「地方分権一括法」が施行され、国から一定の権限が委譲されたもののその役割に応じた税財源は移譲されず、地方財政はさらに厳しい状況を迎えています。

税財源の移転問題が具体性を帯びたのは、平成 15 年 6 月閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」においてであり、分権時代に即した国と地方の税財政の仕組みを変える工程が明らかにされました。

これが「三位一体の改革」でその内容は地方財政改革において国庫補助負担金を減らす、地方交付税を見直す、税源を地方に移譲する、という 3 つの柱からなり、これらを同時に進め地方分権をさらに進めようとするものでした。

平成 16 年度から平成 18 年度の 3 年間で国庫補助負担金改革を約 4.7 兆円、地方交付税・臨時財政対策債の総額 5.1 兆円の抑制、税源移譲約 3 兆円の規模で実施されました。

国庫補助負担金では、スリム化、交付金化により約 1.7 兆円が改革、残り 3 兆円が税源移譲されましたが、地方交付税は 5.1 兆円もの大幅な削減となり地方にとっては極めて厳しい内容となりました。

### ( 4 ) 市町村合併と市財政

国が推進する市町村合併を選択し、志摩市が誕生して 5 年を経過しましたが、その間、志摩郡旧 5 町（旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧阿児町、旧磯部町）の課題や懸案事項の実現のために合併特例債を活用して、優先事業の推進を行ってきました。また、新市としての一体感を一日も早く醸成するために、旧 5 町間のさまざまな行政サービスの格差を取り除く施策を講じてきました。

その間、社会情勢が著しく変化をする中において国の政策による「三位一体改革」が行われ、地方自治体の財政状況も大きく変化を遂げてきました。

その結果、市の財政状況は非常に逼迫した状況に陥り、これまでのように財政調整基金を取り崩して行ってきた予算編成が困難となってきました。

そのような状況下で、平成 21 年度の当初予算編成においては、財政調整基金を取り崩さずに予算編成する方針を打ち出し、各部署への厳しい予算配当を提示したところです。

また、2008 年（昨年）秋に勃発した未曾有の世界経済不況の影響を受けたことにより、わが国の経済にも多大な影響を被りました。

国は、地域経済を下支えするための緊急経済対策を発令し、国の経済危機対策事業臨時交付金等が交付されたことにより結果的には、事業の前倒しが可能となり予算を編成することができました。

しかし、平成 22 年度以降の予算編成においては、歳入面での自主財源の確保が厳しい中、人件費の抑制、施設の統廃合による経費の削減、事務事業の見直し、補助金の見直し等に

よる具体的な削減計画を打ち出さないことには、志摩市の将来的な展望が見出せない状況にあります。

そこで、本年度は市の財政健全化を目指すべく具体的な指標づくりのための「志摩市財政健全化アクションプログラム」を策定し、それをもとに先 10 年の志摩市の財政計画を策定することとしました。

## 2. 財政健全化アクションプログラムの策定

財政健全化を実現するために根本的に現在の行政のあり方について見直す必要があることから「施設の統廃合等」「事務事業の見直し」「補助金の見直し」「歳入の見直し」の 4 項目を中心に項目ごとに定めた検討シートを所管部署から提出する方法により行いました。

### (1) 施設の統廃合等

公共施設の中には設置後長い年月が経過し、社会情勢や市民のニーズが大きく変化する中で、利用率が極端に低下した施設、設置目的の薄れた施設、また、旧町単位で設置目的や施設内容が同一又は類似している施設が存在していると思われます。

市民にとってより質の高いサービスを最小の経費で提供するため、地域間のバランスを考え施設の統廃合、指定管理者制度の導入など抜本的な見直しを図ることとしました。

対象施設 205 施設 「資料 1 統廃合等検討対象施設一覧表」参照

実施年度 平成 22 年度～平成 26 年度

### (2) 事務事業の見直し

現在行われている事務事業の大半が旧町から実施している積み重ねの結果であり、その時々修正や改善が加えられてきたものの、政策上の必要性、有効性について十分な検討が行われなまま志摩市に引き継がれているのが現状と思われます。

厳しい財政状況を踏まえ最小の経費で最大の効果を生み出すことができる効率的な事務事業の執行体制を目指し「廃止・縮小・改善」の区分で見直しの検討を行うこととしました。

対象事務事業 平成 21 年度当初予算編成時に作成した事業点検個表の単位を基本として見直し可能な事務事業

実施年度 平成 22 年度～平成 24 年度

### (3) 補助金の見直し

補助金は公益上の必要性を認めた場合に、市民や団体が実施する事業に対して行う財政的支援であり、政策目的を効率的に達成するための有効手段ではありません。しかし、現状では補助期間の長期化により社会情勢が変化するなかにあっても見直しが行われにくく、公平性が失われるなどの「補助金の長期化による既得権化」や、交付を受ける団体の補助金への依存度が高まり、自己財源の確保など自助努力で運営を行う姿勢が希薄化するなどの「交付団体の自立の阻害」などの問題もあり、補助金の見直しを行う必要があります。

今回補助金の見直しを行うにあたっては過去の補助金の実績報告書や団体の決算書等から、今一度「行政が本当に関与する必要があるのか」あるいは「補助金が有効に活用

されているのか」という観点で再確認しながらすべての補助金について確認を行い、補助金等交付基準を定めることとしました。

対象補助金 運営補助及び事業補助 「資料2 補助金一覧表」参照  
実施年度 平成 23 年度

#### (4) 歳入の見直し

合併時には不均一料金となっている使用料などが5年間の段階調整を経て22年度に統一となるものも多くあります。また、現在定められている施設使用料については旧町から引き継がれた金額を基本として調整したことから使用料の見直しをしていないのが現状と思われます。受益者の応分の負担の観点からも施設の利用状況や維持管理費の状況を踏まえ使用料等の見直しを検討することとしました。

対象項目 見直し可能な歳入すべて  
実施年度 平成 22 年度～平成 24 年度

### 3. 財政健全化アクションプログラムの具体的な内容

#### (1) 施設の統廃合等

##### 支所

浜島支所については、耐震補強計画策定業務の結果により、空きスペースについて今後利活用を検討します。

大王支所については、空きスペースを活用し、絵画展示施設・ギャラリーとして整備します。

志摩支所については、志摩市立保育所・幼稚園再編計画に基づき志摩支所を志摩町幼・保施設として利用予定のため、平成 23 年度から志摩文化会館内に志摩支所を設置します。

磯部支所については、志摩市歴史民俗資料館としての利用を検討していきます。

##### コミュニティ・集会施設

浜島コミュニティセンター好文館は、平成 24 年度から閉鎖します。

浜島コミュニティセンター誠心館は、現在閉鎖中ですが、平成 23 年度から指定管理者制度導入を前提に再開します。

南張生涯学習センターは、平成 24 年度から指定管理者制度導入を目指します。

ともやま集会所は、現在指定管理者制度を導入していますが、今後施設の利用日数の増加が見込めない場合は、廃止の方向で検討します。

##### 清掃センター

現在旧町単位に設置しています清掃センター等は、鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設稼働予定の平成 26 年度からすべて閉鎖します。

また、一般廃棄物最終処分場については、浜島、阿児一般廃棄物最終処分場は平成 26 年度から閉鎖し、磯部一般廃棄物最終処分場は、平成 24 年度から閉鎖します。大王、志摩一般廃棄物最終処分場は埋立て可能年度まで存続します。

### 火葬場

火葬場の建設については、平成 24 年度完成を目指し、完成後は斎場あごは閉鎖し、斎場浜島やすらぎ苑については、大規模な修繕が必要となるまで存続稼働します。なお、火葬場については指定管理者制度の導入を検討します。

### 老人憩いの家

現在指定管理者制度を導入しています南張老人憩の家、片田大野老人憩の家については、利用状況を勘案し平成 24 年度から閉鎖します。

### 保育所、幼稚園

現在の保育所 19 施設、幼稚園 11 施設を志摩市立保育所・幼稚園再編計画に基づき平成 27 年度から 13 施設とします。

### 保健センター

現在の浜島保健センターを取り壊し、平成 22 年度から事務事業を磯部保健センターに統合します。

また、志摩保健センターを平成 22 年度から閉鎖し、事務事業を大王健康管理センターに統合し、業務を実施します。浜島及び志摩保健センターで実施していた保健事業については、浜島、志摩町内の施設を利用し、町内で継続して保健サービスが利用できるように調整します。なお、志摩保健センターは現在施設を利用しています志摩市社会福祉協議会と協議し、平成 25 年度には施設の取り壊しを予定しています。

### 小学校

現在の小学校 20 校 1 分校を志摩市立小中学校再編基本計画に基づき 9 校に再編します。

### 中学校

現在の中学校 11 校を志摩市立小中学校再編基本計画に基づき 6 校に再編します。

### 公民館

現在の公民館のうち浜島生涯学習センター、大王公民館、志摩文化会館、鵜方公民館、磯部生涯学習センターの 5 施設を主要生涯学習施設に位置づけ、これらの施設で文化教室などを行います。その他の地区公民館は、平成 22 年度から公民館ではなく地区集会所として位置づけます。

### 文化会館

志摩文化会館としては存続しますが、志摩市立保育所・幼稚園再編計画に基づき志摩支所を志摩町幼・保施設とするため平成 23 年度から志摩文化会館と志摩支所の併設施設とします。

磯部生涯学習センターとしては存続しますが、磯部支所について志摩市歴史民俗資料館としての利用を検討しているため、磯部支所の位置も含めて利用形態を検討します。

### 図書館

平成 22 年度から志摩図書館及び磯部図書館郷土資料館を図書室として位置付け、阿児ラ

イブRARYを志摩市中央図書館として市内4箇所の図書室すべてを集中管理します。

#### 学校給食センター

学校給食センターの運営方式や規模について調査研究し、平成25年度までに適正規模の新学校給食センターを建設し、建設後は現在の5施設のうち浜島、志摩、阿児給食センターは閉鎖し、大王、磯部学校給食センターは引き続き運営します。

#### スポーツ施設

阿児の松原スポーツセンターについては、テニスコート、プール及び管理棟の老朽化が著しいため平成24年度から廃止又は取り壊しについて検討します。

阿児社会体育館については、平成24年度に耐震補強工事を行い、平成25年度から現在の利用状況を勘案し、文岡中学校体育館として利用します。

志摩総合スポーツ公園及び志摩B&G海洋センターを一体に平成25年度から指定管理者制度導入を検討します。

浜島ふるさと公園及び浜島B&G海洋センターを一体に平成25年度から指定管理者制度導入を検討します。

賢島スポーツガーデンについては、平成23年度から指定管理者制度の導入を検討します。

大王相撲場については、使用回数も年に数回と利用状況が少なく、老朽化も著しいため平成23年度に建物(屋内相撲練習場)は取り壊し、屋外相撲場(土俵)は引き続き利用します。

#### その他

磯部農業者就業改善センターについては、設置管理条例を廃止し、平成22年度から、1階は書庫として活用し、2階の一部は引き続き鳥羽志勢広域連合の事務所として貸し付けます。

大王幼稚仔育成・種苗生産施設に平成23年度から阿児増殖センターの機能を統合します。

平成31年度までの施設の統廃合等による効果額 2.9億円

## (2) 事務事業の見直し(主なもの)

#### 連絡所業務の縮小及び廃止

現在設置している連絡所における業務を縮小するとともに、平成22年度から半日業務とし、平成24年度には連絡所業務を廃止します。あわせて磯部地域の出張主事制度も平成24年度に廃止します。

なお、廃止までの間は現在の各地区公民館内(平成22年度から地区集会所)に連絡所として設置します。

また、廃止するまでの間の連絡所業務は自治会に委託する方向で検討します。

#### 志摩市例規集のペーパーレス化

平成22年度から加除式の志摩市例規集をインターネットによる閲覧のみとし、ペーパーレス化とします。

#### 市議会議員選挙及び市長選挙の公費負担

選挙用ポスターの公費負担等を実際の費用に即した基準に見直しを行い、次回市長選挙（平成 24 年度執行予定）から適用します。

#### 投票区の再編

平成 24 年度以降に行われる選挙から現在の 44 投票区について、小学校区を基本に、選挙人の数・投票所までの距離・離島などを考慮して再編を検討します。また、投票区の再編にあわせてポスター掲示場も減少します。

#### 交通安全会及び防犯委員会

平成 23 年度から交通安全会の街頭指導や防犯委員会の防犯パトロールなど活動内容が共通する部分もあることから、組織を統合し適正な定員管理と効率的な活動を実施します。（委員 175 名から 125 名に削減）

#### 消防団員費用弁償

平成 22 年度から消防団員の訓練・講習・啓発活動及び警戒・警備に伴う出動手当を現行 5,300 円から 5,000 円に引き下げます。

また、本部会議・方面隊会議及び県消防協会等への出張の費用弁償も実態を考慮して、現行 5,300 円から 2,000 円に引き下げます。

#### 公用車適正化計画

現在所有している公用車 225 台（消防自動車等特殊自動車を除く。）を本庁舎が完成したことにより稼働率 30%未滿の公用車を廃車にし、効率的な管理を実施することにより平成 24 年度までに 195 台にします。

#### 公共交通体系の見直し

現在委託している浜島港線バス運行業務については、現在の利用状況及び浜島小学校のスクールバス運行を勘案して、平成 23 年度の廃止を含めた見直しを行います。

志島循環線については、利用促進を図るとともに大型商業施設への乗り入れによる協賛金の徴収を検討します。

現在試行運行している磯部地域予約運行型バスは、利用の少ない停留場所を統合し、路線をスリム化することで便数を増やすなど、利便性の向上を図ります。また、商業施設や医療機関への乗り入れに伴う協賛金の徴収も検討します。

#### 浄化槽設置整備事業

住宅等に合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付していますが、現行の負担割合は、国 1/3、県 1/3、市 1/3 となっていますが、平成 23 年度から県が新築住宅に対する補助制度の見直しを検討していることから、あわせて補助金額の見直しを行います。

#### 保健事業等

乳児健診等の対象者数の自然減少により、健康診査の適正な実施回数や各種保健事業にかかる経費の見直しを行います。

#### 身体障害者ガソリン費助成事業

身体障害者手帳 1～3 級所持者で、障がい者自ら運転する自動車のガソリン費に対して助成（ガソリン 1 リットルあたり 60 円、1 か月 50 リットルを上限（3 千円））を行っていますが、平成 23 年度から廃止し、代替サービスを検討します。

#### 長寿者褒章事業

毎年 9 月 1 日現在において住民基本台帳に記載されている者及び外国人登録されている者で、かつ、年度の末現在で 87 歳（1 万円）・100 歳（10 万円）の者に金品を授与していますが、平成 22 年度から 87 歳の褒賞授与を廃止し、100 歳のみへの褒賞授与とします。

#### 母子家庭等卒業祝金事業

毎年 4 月 1 日現在において住民基本台帳に記載されている者及び外国人登録されている者のうち母子家庭等の児童に対し、小学校及び中学校を卒業する際に卒業祝金（5 千円）を支給していますが、平成 22 年度から廃止します。

#### 海水浴場運営指導委託事業

阿児の松原海水浴場運営指導をライフセーバーに委託していますが、平成 22 年度から廃止し、監視員の増員により引き続き海難事故防止に努めます。

#### 英語指導助手業務委託事業

平成 22 年度から現在配置している英語指導助手を 5 人から 4 人とします。削減分は学校現場において日々の取り組みを工夫、改善することで授業力を維持していきます。

#### 学校安全相談事業

学校管理下において、子どもたちが安全で安心した学校生活を送れるよう平成 19 年度から学校安全相談員を配置していましたが、地域や学校における取り組みが進んでいるため、平成 22 年度から廃止します。

#### 介助員等配置事業

普通学級における要支援対象児童の学習面でのサポートを行うため学習支援教員を配置していますが、配置の必要性を十分検討した上で、平成 22 年度から現行の配置人数の縮減を図ります。

#### 文化振興運営委員会

文化振興の事業の選考や文化振興活動の推進を図るため、文化振興運営委員会を設置していますが、社会教育委員会においてその役割を担うことが可能なため、平成 22 年度から文化振興運営委員会を廃止します。

#### 放課後子ども教室事業（教育委員会所管）

平成 19 年度から補助事業により磯部地区の小中学校で放課後子ども教室を実施していますが、授業時間の増加に伴い放課後時間が減ることから、平成 24 年度で終了します。

#### 地区公民館事業等の廃止

平成 22 年度から公民館講座は原則、主要生涯学習施設（浜島生涯学習センター・大王公民館・志摩文化会館・鵜方公民館・磯部生涯学習センター）で行い、地区公民館事業及び磯部公民館分館は廃止します。それに伴い各地区公民館の館長・主事及び分館長は廃止します。

平成 31 年度までの事務事業の見直しによる効果額 8.6 億円

### （ 3 ）補助金の見直し

補助金交付に関しての統一的な基準はなく、真に必要な補助金かどうかは、それぞれの担当部署での判断となっています。そこで、今後の補助金の公益性・効果性・必要性・適格性を確保するとともに、市民への明確な説明責任が果たせる仕組みづくりを創るため、統一的な基準を定めた「志摩市補助金等交付基準」を今年度末までに策定し、平成 23 年度の補助金から適用することとします。

平成 20 年度補助金総額（決算統計） 705,097 千円  
（うち経常的な補助金 635,084 千円）

平成 21 年度補助金総額（9 月補正後予算額） 582,212 千円  
（うち経常的な補助金 500,758 千円）

平成 23 年度以降は平成 21 年度補助金総額のうち経常的な補助金を 1 割削減することを想定しました。

平成 31 年度までの補助金の見直しによる効果額 4.5 億円

### （ 4 ）歳入の見直し

#### 未利用地売却事業

未利用地等において、売却希望地を中心に現地調査を行い、売却可能と判断される土地は、計画的に売却を行い、自主財源の確保に努めます。

#### 地方税の収納率の向上

徴収体制の強化により地方税の収納率については 80% 以上、滞納分については現在の収納率から 1～2% 増を目指します。

#### 固定資産税不均一課税

国際観光ホテル整備法の登録を受けた建物に課する固定資産税の税率は、100 分 0.7 となっており、標準税率の 100 分の 1.4 に対し 2 分の 1 に軽減された税率としていますが、全国的な不均一課税の状況を勘案し、平成 24 年度から 100 分の 1.12 に引き上げることとします。なお、現在、不均一課税の対象となっている建物については、平成 24 年度から起算して 3 年間は現行税率を据え置き、平成 27 年度課税分から新税率を適用します。

#### 一般廃棄物処理手数料

平成 25 年度完成予定の鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設の稼動にあわせて、一般廃棄物処理手数料の見直しを検討します。

#### 市民健康診査事業個人負担金

平成 23 年度から集団検診の個人負担金について委託単価により見直しを行います。

#### パークゴルフ場使用料

他地域の施設の使用料等を勘案して、平成 22 年度から現行の使用料の改定を行います。

現 行	一 般	1 回	500 円	用具貸出料	100 円
	中学生	1 回	200 円	用具貸出料	100 円
改正後	一 般	1 回	800 円	用具貸出料	200 円
	中学生	1 回	300 円	用具貸出料	200 円

#### 浜島磯体験施設「海ほおずき」使用料

平成 23 年度から既存の料金体制の見直しを図り、市外・市内共通の使用料とします。

現 行	市 内	200 円	市 外	500 円
改正後	市 内市外共通	700 円		

#### 使用料の減免対象団体の見直し

公民館、文化会館、体育施設等について公共的団体に対する使用料の減免規定があいまいなため、平成 22 年度から基準を明確化します。

#### 阿児アリーナ使用料

平成 22 年度から阿児アリーナ使用料のうち高校生以下の料金規定を廃止するとともに、オーシャンホールの 1 / 4 使用にかかる使用料の規定を廃止します。

#### 学校開放施設使用料

社会体育施設及び学校開放施設運動場夜間照明施設の利用については有料となっていますが、学校開放施設体育館等は無料となっています。利用者の負担額の公平性、受益者負担の原則の観点から、平成 22 年度から学校開放施設体育館等も有料とします。

使用料 1 回 2 時間 500 円

平成 31 年度までの歳入の見直しによる効果額 10.2 億円

### ( 5 ) 財政健全化アクションプログラムにおける効果額

財政健全化アクションプログラムを実施した場合の効果額は以下のとおりです。

施設の統廃合等 2.9 億円

事務事業の見直し	8.6 億円
補助金の見直し	4.5 億円
歳入の見直し	10.2 億円
計	26.2 億円

#### 4. 総合計画実施計画の見直し

市町村合併の財政支援措置のひとつとして合併特例債がありますが、活用できる期限が平成 26 年度までとなっています。今後施設の統廃合によりあらたに施設を建設する場合や改修を行う場合は合併特例債の期限までに計画的に実施する必要があります。そのため総合計画の実施計画（3 か年）は毎年見直しを行っていますが、今回は合併特例債の期限の平成 26 年度までの 6 か年の期間を設定し実施計画を作成することとしました。

総合計画実施計画に計上した事業費（ハード事業）及び財源内訳は以下のとおりです。

ただし、今後の社会情勢、財政状況の変化に応じて毎年度見直しを行うため、実施内容は確定したものではありません。

詳細の事業内容は別紙 1 総合計画実施計画一覧表（ハード事業）のとおりです。

（単位：千円）

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
事業費		4,068,925	3,935,620	7,851,706	3,203,694	1,622,383
財 源 内 訳	国県支出金	896,146	533,371	460,448	228,302	61,975
	地方債	2,664,000	2,850,400	6,593,800	2,549,400	1,265,300
	その他	2,225	41,625	27,825	2,225	2,225
	一般財源	506,554	510,224	769,633	423,767	292,883

#### 新市へ要望する普通建設事業（合併協議）

平成 16 年 9 月 15 日に志摩郡 5 町において申し合わせをしました「新市での優先実施事業に関する申し合わせ」による新市へ要望する普通建設事業について、実施状況を確認するとともに、未実施事業については、市の現状や社会情勢などを勘案し今後実施すべき事業であるかどうかを検討しました。

#### 進捗区分

- ・ 20 年度までに事業を完了している場合・・・実施済
- ・ 21 年度も継続して事業を実施している場合・・・実施中
- ・ 22 年度以降に事業を予定している場合・・・実施予定
- ・ 事業の見直しにより今後実施しない場合・・・未実施

#### 新市へ要望する普通建設事業一覧表

団体名	事業名	進捗区分
浜島町	浜島町小学校の建設	実施中

大王町	船越保育所建設事業（移転整備）	実施予定
大王町	波切保育所大規模改修事業	実施予定
大王町	公立学校建物大規模改造事業（波切小特別）	未実施
大王町	公立学校施設耐震診断調査補強事業	実施済、実施中、 実施予定、未実施
大王町	波切及び船越保育所耐震診断調査事業	実施済
大王町	観光資料館建設事業	実施予定
大王町	波切漁港周辺整備事業（マーケットプレイス等）	未実施
大王町	町道志坂北線改良工事	未実施
志摩町	御座小学校改築工事	実施済
志摩町	給食センター空調設備整備事業	未実施
志摩町	保育所施設整備事業（5か所）	和具保育所はH20年度 に実施済、4保育所は統 廃合実施予定
志摩町	まちづくり交付金事業	実施中
志摩町	防災公園整備事業	実施済
志摩町	町道篠町線道路改良事業	一部実施済
志摩町	志摩町幼稚園新築事業	実施予定
志摩町	志摩町清掃センター関連道路整備事業	未実施
阿児町	堂岡岩出線道路改良事業（第2工区）	実施中
阿児町	安乗小学校屋体耐震補強事業	実施済
阿児町	保育所の用地取得と耐震診断調査・計画	実施済、実施予定
阿児町	社会体育館耐震工事等	実施予定
阿児町	橋梁耐震補強	未実施
阿児町	小学校大規模改修事業（甲賀小学校）	実施済、実施予定
阿児町	小学校屋体不適格改築等事業（国府小屋体建築工 事）	実施中
阿児町	小学校大規模改修事業（鵜方小学校）	実施予定
阿児町	小学校屋体不適格改築等事業（立神小屋体建築工 事）	実施中
阿児町	保育所の建設（鵜方第二保育所）	実施予定

磯部町	下之郷保育所耐震改築整備事業	未実施
磯部町	都市下水路ポンプ場老朽化改築事業	実施中

## 5 . 財政計画の策定

平成 19 年 4 月に作成しました「志摩市長期財政収支見通し」については、見込まれる事業を反映する形で作成はしたものの、具体的な目標数値を掲げた「財政計画」とはなっていません。今回進める財政健全化アクションプログラムや総合計画実施計画の見直しを行ったものを反映する形で財政計画としてあらためて作成することとしました。なお、平成 19 年 4 月に作成しました「志摩市長期財政収支見通し」については、今回の「志摩市財政計画」を策定したことにより廃止することとします。

対象期間	平成 22 年度から平成 31 年度の 10 年間
目標設定	<p>具体的数値は財政健全化アクションプログラムの策定及び総合計画実施計画の状況を勘案し、下記の項目について目標設定をしました。</p> <p>財政調整基金及び減債基金をあわせて普通交付税の合併算定替が段階的に縮減される平成 26 年度までに標準財政規模の約 20%にあたる 30 億円を確保します。</p> <p>経常収支比率を平成 31 年度まで 90%以下を維持します。</p> <p>実質公債費比率を平成 31 年度まで 15%以下を維持します。</p>

別紙 2 志摩市財政収支見通し(財政健全化アクションプログラム反映前)参照

別紙 3 志摩市財政計画(財政健全化アクションプログラム反映後)参照

## 6 . 財政収支見通しと財政計画の比較

### ( 1 ) 歳入の状況

財政収支見通しにおいては財政健全化アクションプログラムを実施しない場合の見込み

であり、将来推計人口に基づく歳入の見通し及び現時点で見込まれる普通建設事業、定員適正化計画に基づく職員数の減を反映しています。

この場合における歳入の推計では、地方税は平成 21 年度では約 56.9 億円見込みでしたが、生産年齢人口の減少に伴い平成 31 年度には約 52.8 億円と約 4.1 億円の歳入減となっています。

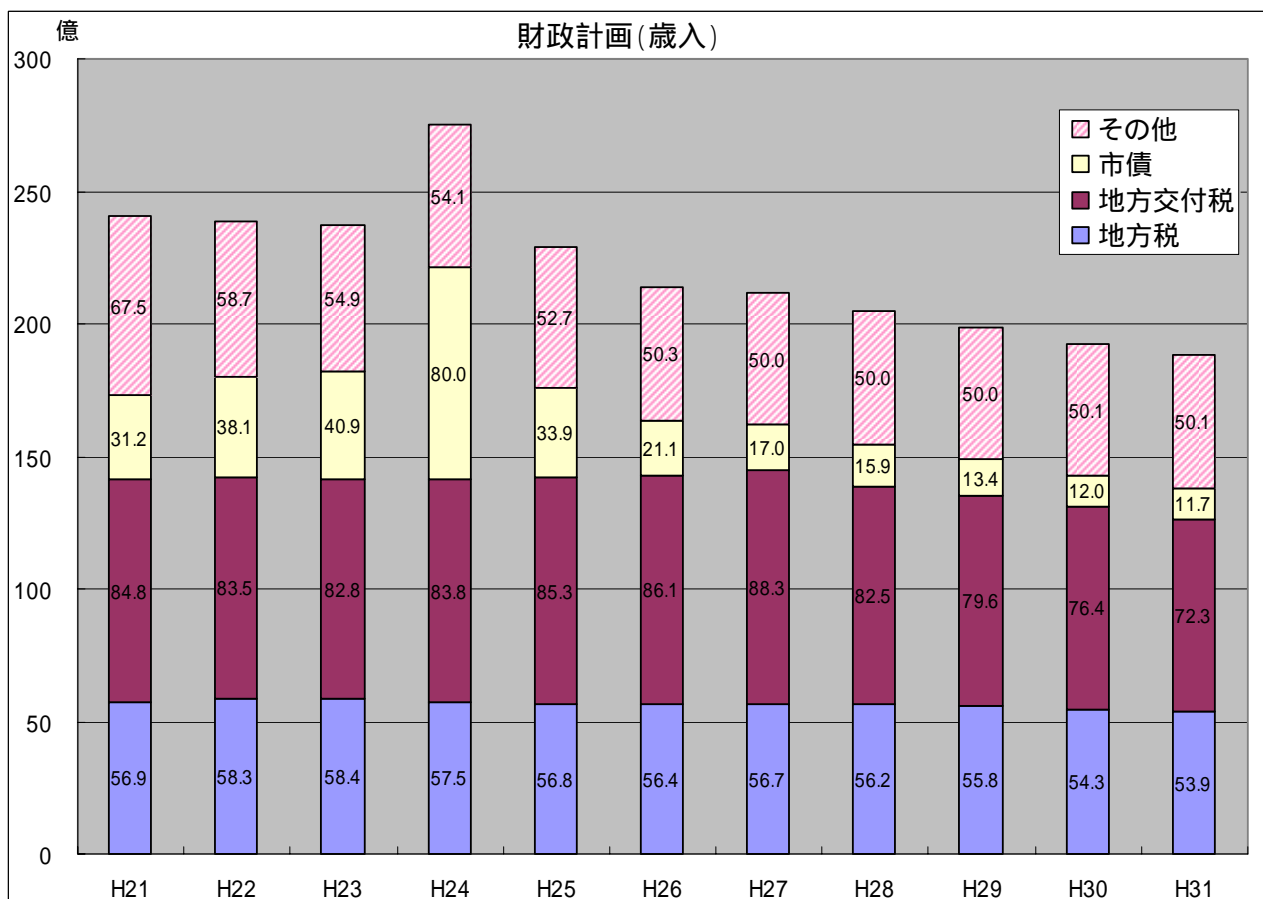
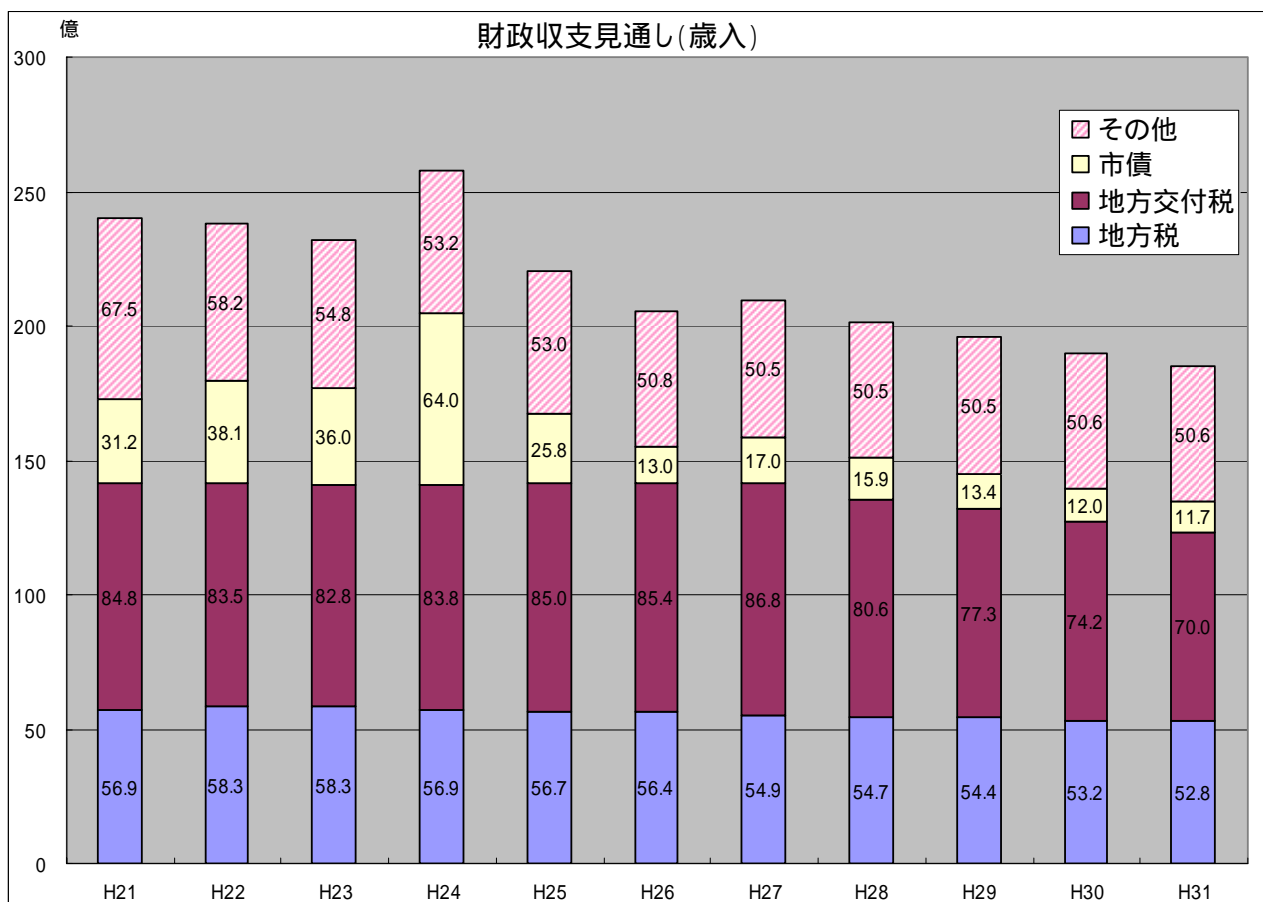
地方交付税においては平成 21 年度で約 84.8 億円から合併特例債の借入に伴う交付税算入の影響により平成 27 年度に約 86.8 億円とピークを向かえ、平成 28 年度以降は市町村合併に伴う財政支援のひとつであります合併算定替の段階的な縮減が顕著に影響し、平成 31 年度には約 70.0 億円と平成 21 年度と対比して約 14.7 億円の歳入減となります。

市債については、平成 26 年度までの財政支援措置のひとつであります、合併特例債の借入を総合計画実施計画に基づき計画的に行う予定です。平成 24 年度においては、鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設建設事業に伴う建設分担金に対して合併特例債の借入を予定していることから大幅な借入額となる見込みです。

一方、財政健全化アクションプログラムを実施する場合の財政計画においては、地方税の収納率の向上、固定資産税不均一課税の見直し、公共施設の使用料の見直し等により平成 31 年度時点においては収支見通しと比較して約 0.6 億円の増を見込んでいます。

地方交付税、市債については、施設の統廃合等に伴う建設費に対する合併特例債の借入が増額されることから、いずれも収支見通しと比較して増額となっています。

歳入総額では平成 31 年度においては、収支見通しの約 185.1 億円に対して財政計画では約 188.0 億円と約 2.9 億円の増を見込んでいます。



## (2) 歳出の状況

財政収支見通しにおける歳出については、平成 17 年度に策定しました志摩市定員適正化計画による職員の減に伴い、平成 21 年度に約 50.8 億円の人件費に対して、平成 31 年度では約 43.6 億円と約 7.2 億円の削減を見込んでいます。

物件費については、平成 26 年度においては鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設稼動に伴い、現在のごみ処理施設の維持管理費にあたる約 1.9 億円の減を見込んでいます。

補助費等については、平成 22 年度から平成 25 年度までの鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設建設事業に伴う建設分担金及び平成 22 年度から平成 23 年度までの志摩広域行政組合の養護老人ホームの建設事業に伴う建設分担金の増並びに平成 26 年度以降は、鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設の維持管理費にあたる約 3.2 億円の増を見込んでいます。

普通建設事業については、総合計画実施計画を基礎に算出し、平成 24 年度をピークに年々事業費を縮小していきます。これは合併特例債の借入期限である平成 26 年度までに必要な事業をできるだけ前倒しに実施するためです。

公債費については、平成 21 年度に約 30.7 億円であったのが、合併特例債の借入に伴う元利償還金が平成 28 年度に約 36.0 億円とピークを向かえ以後年々減少していきます。

繰出金については、特別会計繰出金のうち、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計が老年人口の増加による医療費等の増によるものです。

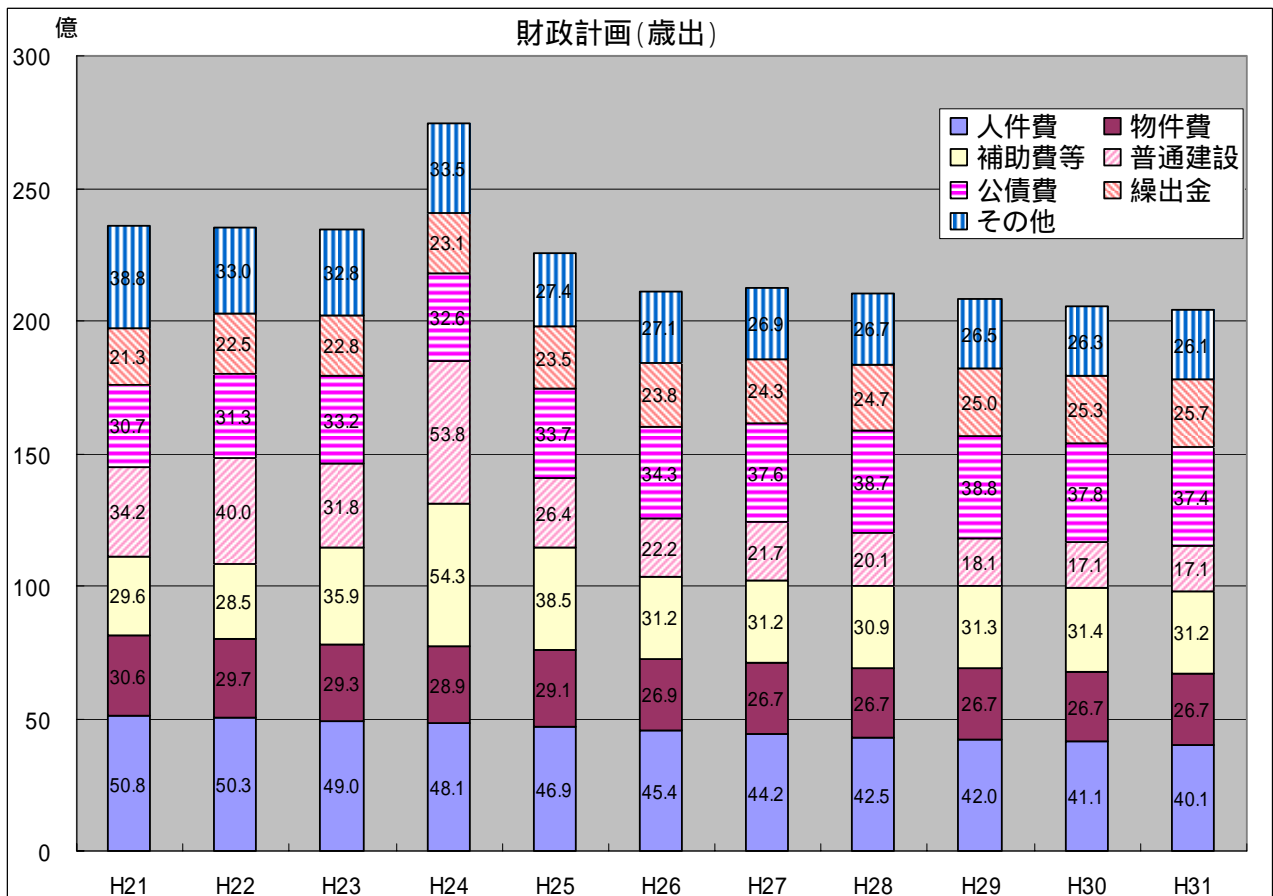
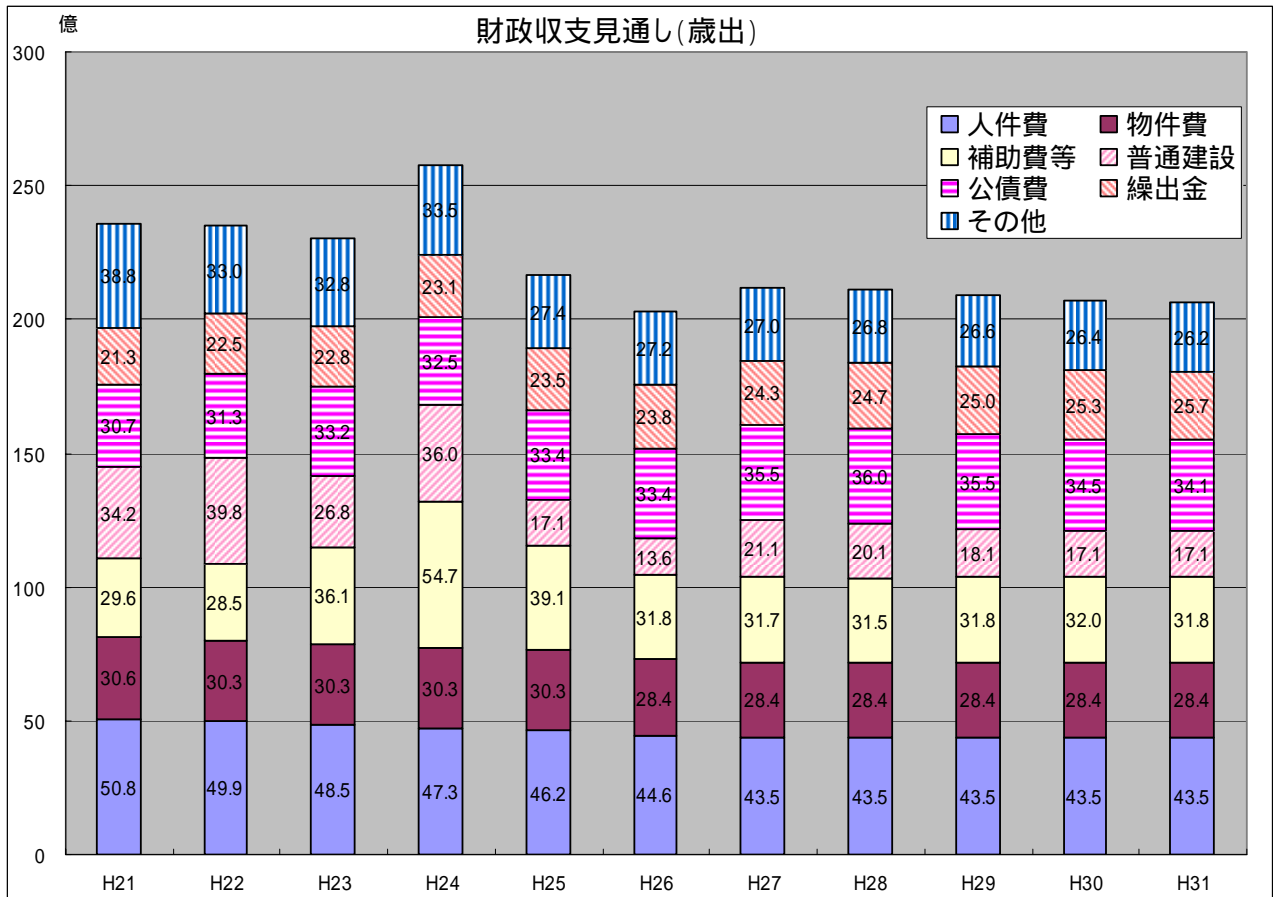
一方財政計画では、定員適正化計画から施設の統廃合、事務事業の見直しにあわせ、さらに職員数の削減を見込み、人件費では平成 31 年度で収支見通しの約 43.6 億円に対し、財政計画では、約 40.1 億円と約 3.5 億円の削減を見込んでいます。

物件費では主に施設の統廃合に伴う維持管理の減、事務事業の見直しに伴う減を見込み、平成 31 年度で収支見通しの約 28.4 億円に対し、財政計画では、約 26.7 億円と約 1.7 億円の削減を見込んでいます。

補助費等では主に事務事業の見直し、補助金の見直しに伴う減を見込み、平成 31 年度で収支見通しの約 31.8 億円に対し、財政計画では、約 31.2 億円と約 0.5 億円の削減を見込んでいます。

公債費については、施設の統廃合に伴う施設整備に対して合併特例債の借入を新たに行うことから、平成 31 年度で収支見通しの約 34.1 億円に対し、財政計画では、約 37.4 億円と約 3.2 億円の増を見込んでいます。

歳出総額では平成 31 年度においては、収支見通しの約 206.7 億円に対して財政計画では約 204.2 億円と約 2.5 億円の減を見込んでいます。



### (3) 基金の状況

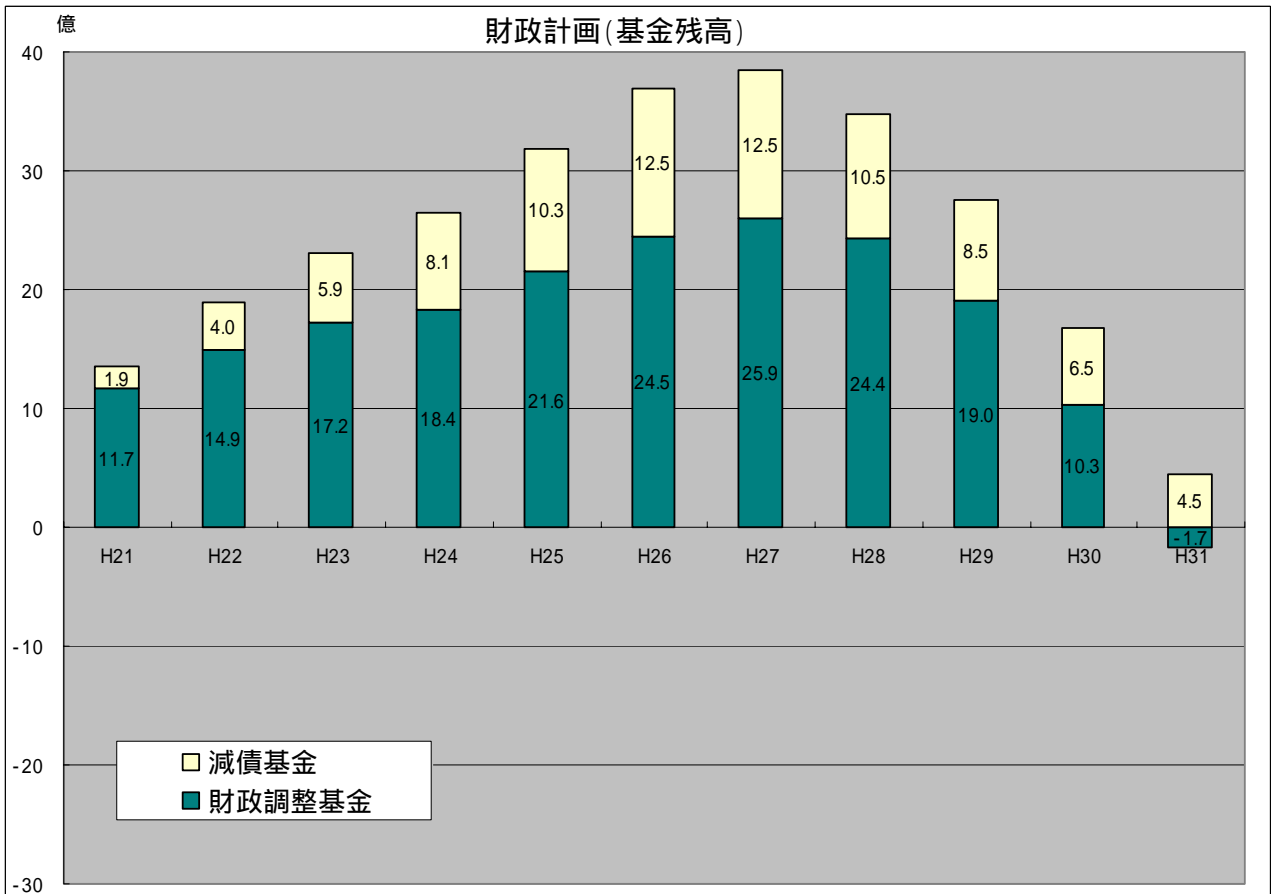
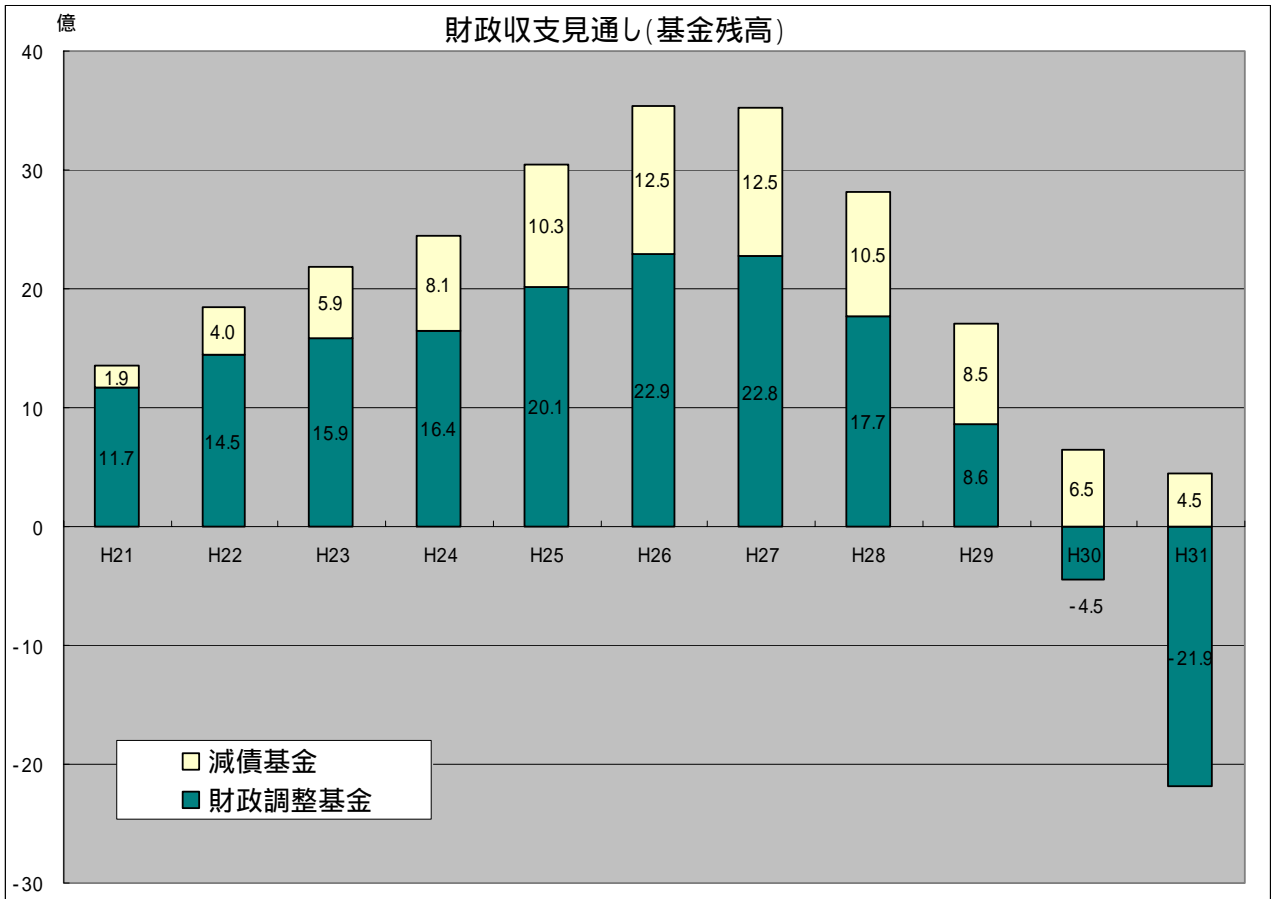
財政収支見通しにおける基金残高は、平成 21 年度末においては財政調整基金が約 11.7 億円ですが、平成 26 年度までは取崩しせずに余剰金を毎年積立て、約 22.9 億円とピークを迎えます。

それ以降は地方税、地方交付税の減による歳入不足のため財政調整基金の取崩しを行うことから平成 30 年度には基金が底をつく状況になります。

減債基金については将来の公債費の増加に伴う返済に備え、毎年繰越金(平成 19 年度から平成 21 年度までの繰越金の 3 か年平均に相当する額)の 2 分の 1 を積立てていくこととします。そのため、平成 26 年度には約 12.5 億円を積立て、平成 28 年度以降は、毎年 2 億円ずつ取崩しを行うこととしています。

一方財政計画における財政調整基金残高は、財政健全化アクションプログラムに基づく歳出削減等により平成 31 年度末には、財政収支見通しでは 21.9 億円ですが、財政計画では約 1.7 億円と収支見通しに比べ改善はされますが底をつく状況になります。

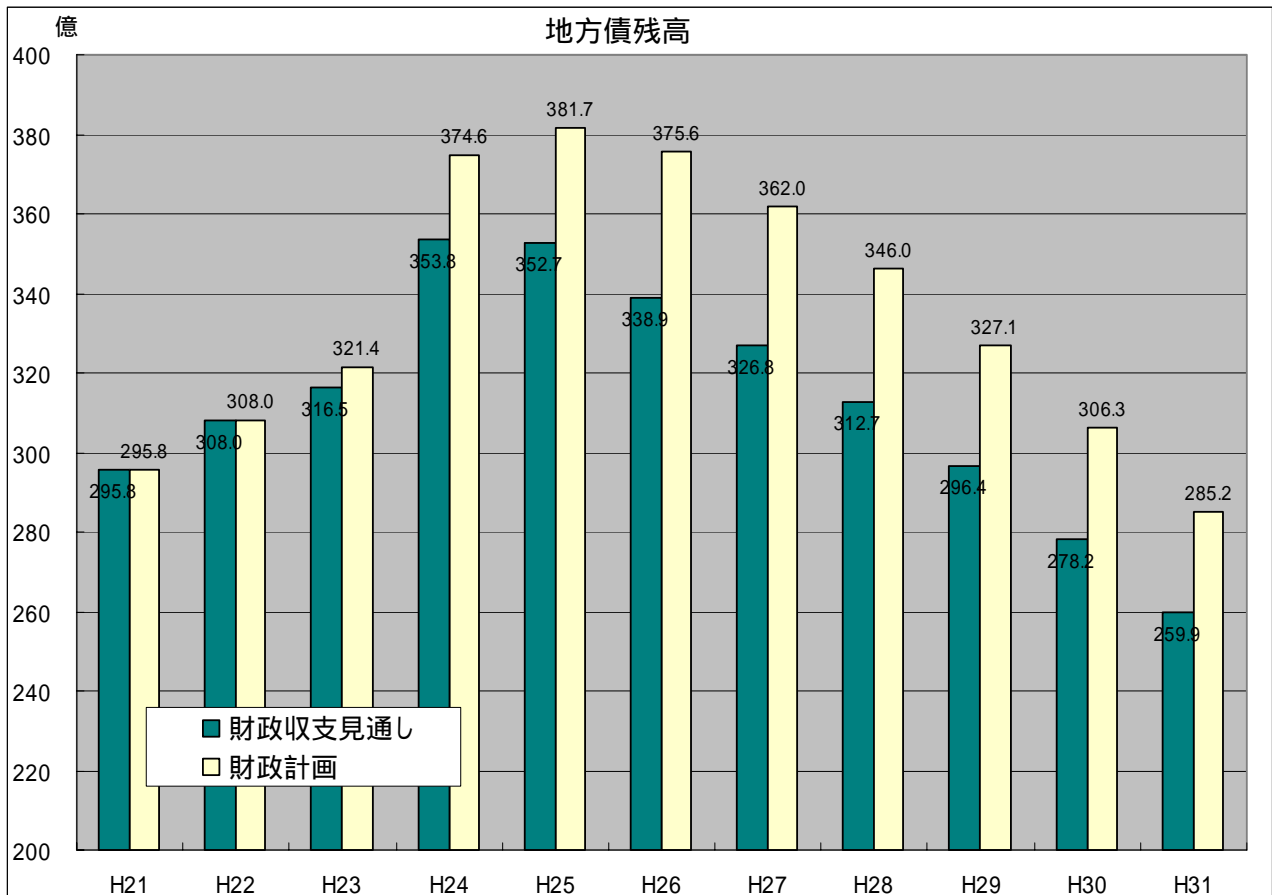
なお、目標設定としました平成 26 年度までに標準財政規模の 20%にあたる 30 億円の確保については、財政調整基金と減債基金をあわせて 36.9 億円確保することができ目標を達成することができます。



#### (4) 地方債残高の状況

財政収支見通しにおける地方債残高は、平成 21 年度末においては約 295.8 億円ですが、合併特例債の借入に伴い、平成 24 年度に約 353.8 億円とピークを迎え、その後は年々減少し、平成 31 年度末には約 259.9 億円となります。

一方財政計画における地方債残高は、施設の統廃合による普通建設事業に伴う合併特例債の借入を行うことから、平成 31 年度末には、財政収支見通しの約 259.9 億円に対し、財政計画には約 285.2 億円と約 25.3 億円の残高増となります。



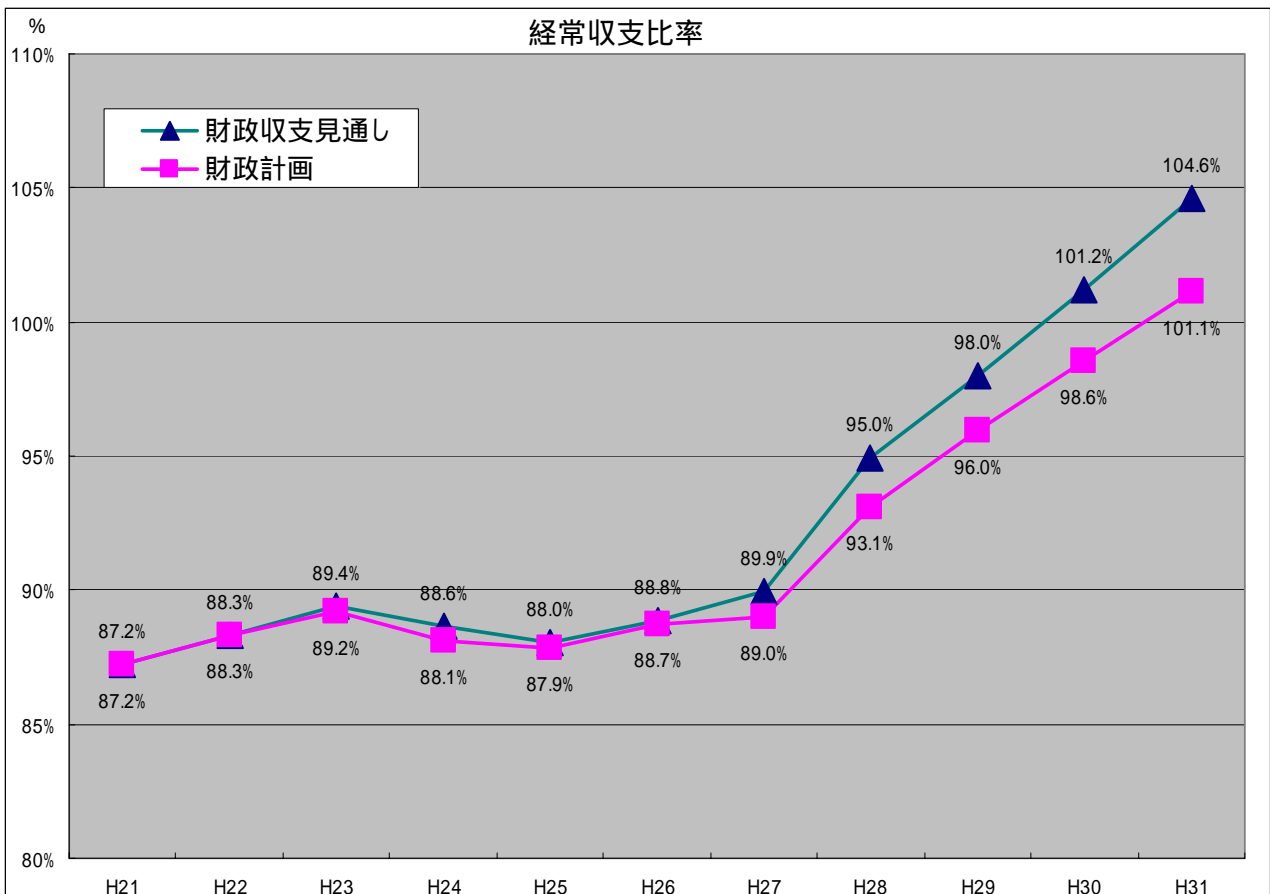
### (5) 経常収支比率の状況

財政収支見通しにおける経常収支比率は、平成 21 年度では経済対策により普通交付税の増、臨時財政対策債の発行可能額の増に伴い経常一般財源の増加に伴い対前年の 91.6%と比較して 4.4 ポイントの減となる 87.2%になる見込みです。

また、平成 26 年度までは 90%以下となりますが、それ以降は経常一般財源が減少することから年々経常収支比率が上がり、平成 31 年度には 104.6%と極めて高い状況となります。

経常経費のうち人件費については、定員適正化計画に基づく職員の削減により平成 21 年度と比較して平成 31 年度には約 7.2 億円の減となる一方、公債費では約 3.4 億円の増、補助費等や繰出金の増に伴い経常経費合計では約 0.4 億円の増となり財政の硬直化が進む見込みです。

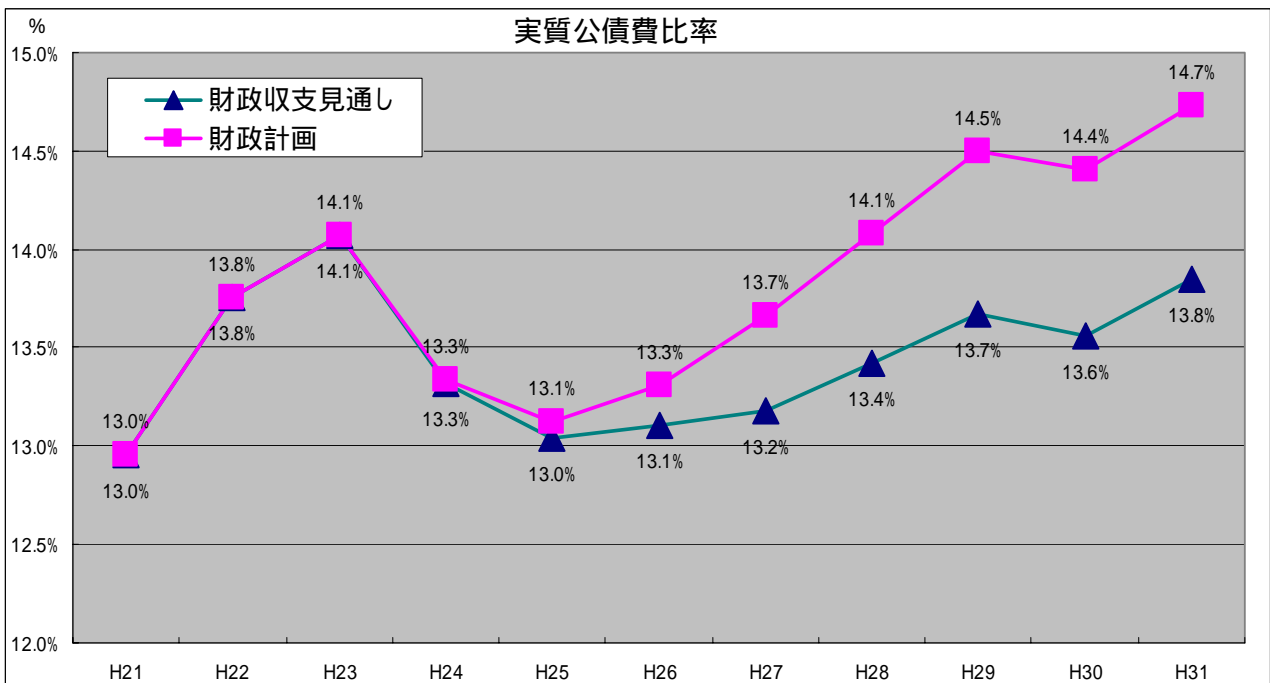
一方財政計画における経常収支比率は、財政健全化アクションプログラムの実施に伴い経常経費のうち人件費については、平成 21 年度と比較して平成 31 年度には約 10.7 億円の減となる一方、公債費では約 6.7 億円の増となりますが、財政健全化アクションプログラムの実施に伴い、経常経費合計では約 0.8 億円削減することができ、平成 31 年度には財政収支見通しの 104.6%に対し、財政計画では 101.1%と 3.5 ポイントの減となる見込みです。しかしながら目標設定としました経常収支比率を平成 31 年度まで 90%以下を維持することは、財政健全化アクションプログラムを実施したとしても達成することができず、今後さらなる経常経費の削減を行う必要があります。なお、目標達成のためには、平成 31 年度時点において経常経費を約 15 億円削減する必要があります。



## (6) 実質公債費比率の状況

財政収支見通しにおける実質公債費比率は、大規模事業に伴う合併特例債の借入により、平成 23 年度には 14.1% と上昇する見込みですが、その後は 13% 台を維持することができ、公債費による財政負担は現在と変わらない状況となる見込みです。大きな要因として、合併特例債の元利償還金の 70% が普通交付税に算入されることから、公債費の額は増加しますが、実際の公債費負担が上昇しないこととなります。

一方財政計画における実質公債費比率は、施設の統廃合による建設事業に伴う合併特例債の借入の増加によって、平成 31 年度には財政収支見通しの 13.8% に対し、財政計画では 14.7% と上昇する見込みです。なお、施設の統廃合により建設事業に伴う合併特例債の借入の増加があったとしても、実質公債費比率を平成 31 年度まで 15% 以下を維持するという目標は達成することができます。



## 7. おわりに

財政計画に反映しました財政健全化アクションプログラムにおける具体的な方策について、各年度の予算編成並びにその執行過程において実現していきますが、社会経済情勢の変化等に応じて柔軟な対応を行う必要があります。また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画内容等に応じて見直しを行っていく必要があることから財政計画の中間年である平成 26 年度には再度計画の見直しを行うこととします。

今後、合併特例債や普通交付税の算定替など合併支援措置が縮減される中、財政健全化アクションプログラムを実施したとしても、目標設定としました財政調整基金及び減債基金をあわせて平成 26 年度には 30 億円以上の確保はできるものの、平成 31 年度には財政調整基金は底をつく状況となり、経常収支比率は平成 31 年度には 100% を超える状況となることから、今後さらなる経常経費の削減を行う必要があり、市民のみなさまにも痛みを伴うことになると思いますが、志摩市の厳しい財政状況にご理解とご協力をお願いします。

資料1 統廃合等検討対象施設一覧表

1	志摩市役所	41	阿児一般廃棄物最終処分場
2	浜島支所	42	磯部清掃センター
3	浜島コミュニティセンター好文館	43	磯部渡鹿野清掃センター
4	浜島コミュニティセンター誠心館	44	磯部一般廃棄物最終処分場
5	浜島コミュニティセンター養心館	45	斎場浜島やすらぎ苑
6	迫子コミュニティセンター大崎会館	46	斎場あご
7	南張生涯学習センター	47	浜島地域福祉センター「さくら苑」
8	桧山路生涯学習センター	48	大王地域福祉センター「ゆうゆう苑」
9	塩屋生涯学習センター	49	志摩デイサービスセンター
10	大王支所	50	阿児地域福祉センター
11	波切コミュニティセンター	51	磯部地域福祉センター
12	ともやま集会所	52	南張老人憩の家
13	志摩支所	53	船越老人憩の家
14	御座コミュニティセンター	54	片田大野老人憩の家
15	片田共同福祉施設	55	片田大里老人憩の家
16	越賀地区多目的集会施設	56	越賀老人憩の家
17	旧阿児支所	57	鵜方老人憩の家
18	旧阿児支所 分庁舎	58	立神老人憩の家
19	阿児神祉多目的集会所	59	志島老人憩の家
20	うらじろ集会所	60	国府老人憩の家
21	磯部支所	61	間崎いきいきセンター
22	間崎島開発総合センター	62	菜の花館
23	渡鹿野島開発総合センター	63	磯部社会福祉センター
24	迫間文化会館	64	浜島保育所
25	山田集会所	65	波切保育所
26	梶坊集会所	66	船越保育所
27	素行集会所	67	大王第三保育所
28	長岡集会所	68	片田保育所
29	迫間中央集会所	69	布施田保育所
30	あすなる集会所	70	和具保育所
31	山原集会所	71	越賀保育所
32	迫間共同作業場	72	御座保育所
33	RDF施設エコフレンドリーはまじま	73	鵜方保育所
34	浜島一般廃棄物最終処分場(1)	74	鵜方第二保育所
35	浜島一般廃棄物最終処分場(2)	75	神明保育所
36	大王清掃センター	76	立神保育所
37	大王一般廃棄物最終処分場	77	志島保育所
38	志摩清掃センター	78	甲賀保育所
39	志摩一般廃棄物最終処分場	79	安乗保育所
40	阿児清掃センター	80	下之郷保育所

81	ひのでが丘保育所	121	畔名小学校
82	ひまわり保育所	122	片田小学校
83	神明児童館	123	布施田小学校
84	国府児童館	124	和具小学校
85	鵜方児童館	125	越賀小学校
86	迫間児童館	126	御座小学校
87	浜島保健センター	127	鵜方小学校
88	大王健康管理センター	128	神明小学校
89	志摩保健センター	129	立神小学校
90	総合保健センター	130	志島小学校
91	磯部保健センター	131	甲賀小学校
92	阿児健康増進センター	132	国府小学校
93	介護老人保健施設「志摩の里」	133	安乗小学校
94	磯部農業就業改善センター	134	磯部小学校
95	志摩特産物販売施設	135	磯部小学校坂崎分校
96	阿児特産物開発センター	136	的矢小学校
97	大王幼稚仔育成・種苗生産施設	137	成基小学校
98	阿児増殖センター	138	浜島中学校
99	道の駅「伊勢志摩」	139	波切中学校
100	浜島磯体験施設「海ほおずき」	140	船越中学校
101	浜島産業振興会館「ちしろ」	141	片田中学校
102	浜島温泉施設	142	和具中学校
103	浜島集客交流施設「わんさかわんさ」	143	越賀中学校
104	南張海浜公園管理棟	144	文岡中学校
105	ともやま公園観光センター	145	東海中学校
106	ともやま公園キャンプ村	146	安乗中学校
107	ともやま公園野外活動センター	147	磯部中学校
108	ともやま公園プール	148	的矢中学校
109	ともやま公園球場及びテニスコート	149	浜島幼稚園
110	ともやま公園多目的屋内運動場	150	浜島幼稚園迫塩分園
111	ともやま公園イベント広場	151	波切幼稚園
112	次郎六郎海水浴場	152	船越幼稚園
113	安乗埼灯台資料館	153	布施田幼稚園
114	阿児の松原スポーツセンター	154	片田幼稚園
115	志摩パークゴルフ場	155	和具幼稚園
116	市営住宅（46団地）	156	鵜方幼稚園
117	浜島小学校	157	国府幼稚園
118	迫塩小学校	158	神明幼稚園
119	波切小学校	159	磯部幼稚園
120	船越小学校	160	浜島生涯学習センター

161	迫子公民館	201	浜島B & G海洋センター
162	大王公民館	202	志摩B & G海洋センター
163	船越公民館	203	市民病院
164	名田公民館	204	浜島診療所
165	布施田公民館	205	前島診療所
166	鵜方公民館		
167	神明公民館		
168	立神ふれあいセンター		
169	志島公民館		
170	甲賀公民館		
171	国府公民館		
172	安乗公民館		
173	畔名コミュニティセンター		
174	志摩文化会館		
175	阿児アリーナ		
176	磯部生涯学習センター		
177	阿児ライブラリー		
178	志摩図書館		
179	磯部図書館郷土資料館		
180	迫間教育集会所		
181	浜島あけぼの館		
182	阿児陶芸館		
183	浜島学校給食センター		
184	大王学校給食センター		
185	志摩学校給食センター		
186	阿児学校給食センター		
187	磯部学校給食センター		
188	阿児社会体育館		
189	志摩総合スポーツ公園		
190	浜島ふるさと公園		
191	磯部ふれあい公園		
192	長沢野球場		
193	阿児ふるさと公園テニスコート		
194	阿児ふるさと公園多目的広場		
195	阿児農業者健康管理センター		
196	賢島スポーツガーデン		
197	大王柔剣道場		
198	迫塩プール		
199	磯部プール		
200	大王相撲場		

資料2 補助金一覧表

1	政務調査費
2	英虞湾架橋建設促進協議会補助金
3	志摩市離島振興協議会補助金
4	間崎島岸壁使用助成金
5	ステイタス推進会議補助金
6	名田・畔名路線バス乗入れ運行助成金
7	英虞湾指定航路確保補助金
8	磯部的矢線第3種生活路線維持費補助金
9	志摩ロードパーティ事業補助金
10	国際交流協会補助金
11	市民活動支援センター補助金
12	わらじ祭補助金
13	間崎地区定期船切符販売運営補助金
14	志摩白鳥友好交流協会補助金
15	まちおこし支援事業補助金
16	地域文化振興補助金
17	自治会補助金
18	青色申告会補助金
19	伊勢法人会補助金
20	地域医療福祉助成金
21	民生児童委員協議会補助金
22	社会福祉協議会補助金
23	更生保護女性会補助金
24	福祉市場レインボー運営補助金
25	遺族会補助金
26	志摩市心身障害児(者)保護者会補助金
27	身体障害者福祉連合会補助金
28	障害者小規模作業所事業費補助金
29	シルバー人材センター補助金
30	老人クラブ育成補助金
31	敬老会補助金
32	志摩市人権啓発推進ネットワーク協議会補助金
33	母子寡婦福祉会補助金
34	志島こどもクラブ補助金
35	離島医療活動助成金
36	志摩地域医療を考える会活動助成金
37	犬及び猫の不妊手術費助成金
38	使用済自動車等海上輸送費補助金
39	リサイクル事業奨励金
40	生ごみ減量化対策助成金

41	し尿汲取り等助成金
42	農業生産者団体育成助成金
43	地産地消産地化推進事業補助金
44	緑の少年隊活動補助金
45	漁業共済赤潮特約事業補助金
46	真珠養殖産業振興事業補助金
47	真珠品評会事業補助金
48	船員教育活動事業補助金
49	漁撈通信連合会事業補助金
50	漁協青壮年部活動事業補助金
51	漁場取締事業補助金
52	鯉鮪外来船誘致事業補助金
53	英虞湾観測事業補助金
54	自動観測ブイ管理事業補助金
55	アワビ種苗放流事業補助金
56	ナマコ種苗放流事業補助金
57	サザエ種苗放流事業補助金
58	カサゴ種苗放流事業補助金
59	トラフグ種苗放流事業補助金
60	アワビ種苗購入事業補助金
61	ヒラメ種苗放流事業補助金
62	クロダイ種苗放流事業補助金
63	真珠婚補助金
64	商工会運営補助金
65	商工会事業補助金
66	南志摩たばこ販売協同組合補助金
67	街路灯組合補助金
68	穴川地区地域振興協力金
69	志摩町商工業協同組合補助金
70	いそべまつり補助金
71	ええじゃんかまつり補助金
72	絵かきの町・大王ふれあい祭補助金
73	あわび王国まつり補助金
74	観光協会運営補助金
75	観光協会事業補助金
76	温泉振興補助金
77	伊勢えび祭保存会補助金
78	大島祭協賛事業補助金
79	志勢防火協会連合会補助金
80	少年消防クラブ補助金

81	奨学金（支給）
82	伊勢通学専用バス運行費助成金
83	志摩高校通学専用バス運行費助成金
84	志摩市学校保健会補助金
85	鳥羽志摩園児・児童・生徒作品展実行委員会補助金
86	選手派遣費等補助金
87	修学旅行引率費補助金
88	小学校学習研修等補助金
89	児童通学費補助金
90	選手派遣費等補助金
91	ヘルメット購入助成金
92	修学旅行引率費補助金
93	進路指導・文化活動補助金
94	生徒通学費補助金
95	中学校研修等補助金
96	園児通園補助金
97	女性の会連合会補助金
98	連合青年団補助金
99	青少年育成市民会議補助金
100	ボーイスカウト志摩第1団補助金
101	P T A 連合会補助金
102	文化財保存事業補助金
103	安乘人形保存伝承奨励事業補助金
104	安乗中学校文楽クラブ太夫・三味線養成事業補助金
105	県指定文化財保存補助金
106	文化財活用事業補助金
107	文化財交流事業補助金
108	文化財修繕事業補助金
109	文化協会補助金
110	人権同和教育研究会補助金
111	人権感覚あふれる学校づくり支援事業補助金
112	市体育協会補助金
113	県体育協会市町村賛助金
114	市スポーツ少年団補助金
115	選手派遣補助金
116	総合型地域スポーツクラブ育成補助金
117	総合型地域スポーツクラブ補助金
118	B & G 海洋クラブ補助金
119	鵜方駅前商店街活性化支援事業補助金

### 資料3 財 政 用 語

地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税があります。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されます。
地方債（市債）	地方債は、財政運営上の資金調達手段であると同時に、学校・道路・公園など、長期間にわたり効果を生ずる施設整備にあたり、将来利用する住民の方々にもその一部を負担していただく方法として活用しています。また、その返済は年度を越えて行われます。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を、国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）により補てんされるものです。地方公共団体の実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入されることとされています。
合併特例債	合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことをいいます。合併特例債によって充当できるのは、対象事業費のおおむね95%で、さらに元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されます。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。公債費は、人件費、扶助費とともに義務的経費といわれ、その増加は財政の硬直化の原因となりかねません。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害などの財源として活用します。
減債基金	地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合をいいます。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
実質公債費比率	平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行しました。これに伴い、従来の公債費比率や起債制限比率に代わり、実質公債費比率という新しい比率で起債制限等を行うこととされました。実質公債費比率は、分子に地方債の元利償還金を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。従来と異なるのは、分子の元利償還金に上水道事業など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や一部事務組合等の公債費等経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入していることです。この実質公債費比率が18%以上になると、地方債許可団体とされ、起債に県の許可が必要となります。また25%以上になると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。